

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：刈谷市

1. 全職員に係る情報

| 職員区分 | 男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|-------------------|---------------------------------|
| 任期の定めのない常勤職員 | 75.3% |
| 任期の定めのない常勤職員以外の職員 | 93.1% |
| 全職員 | 63.8% |

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

| 役職段階 | 男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|-----------|---------------------------------|
| 部局長・次長相当職 | 94.2% |
| 課長相当職 | 95.8% |
| 課長補佐相当職 | 97.0% |
| 係長相当職 | 92.5% |

(2) 勤続年数別

| 勤続年数 | 男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|--------|---------------------------------|
| 36年以上 | 83.5% |
| 31～35年 | 81.8% |
| 26～30年 | 90.5% |
| 21～25年 | 80.0% |
| 16～20年 | 81.5% |
| 11～15年 | 78.5% |
| 6～10年 | 88.7% |
| 1～5年 | 87.9% |

【説明欄】

- ・会計年度任用職員のうち、パートタイム会計年度任用職員については、職員数を勤務形態に応じて換算している。(例：勤務形態 週18時間00分→0.46人換算)
- ・相対的に給与水準が低い会計年度任用職員のうち、91.8%が女性職員であり、全職員で比較すると男女の給与の差異が大きくなっている。
- ・扶養手当について、世帯主となっている男性職員に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性職員の割合は、89.2%である。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。